

「申請に対する処分」基準等公開票（法律又は命令）

許認可等の名称	土地への立入等の許可	
根拠法令・条項	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第25条第1項、第2項	
所 管 課	農 政 部 農水産 課	
審 査 基 準	<p>入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律第25条第1項（測量、実地調査及び簿書の閲覧等）</p> <p>第二十五条 都道府県又は市町村の職員は第二章の規定による入会林野整備又は前章の規定による旧慣使用林野整備に関し、当該入会林野整備を行なおうとする入会権者は当該入会林野整備に関し、土地又は土地に定着する物件の測量又は実地調査をするため必要があるときは、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入り、又は測量若しくは実地調査の支障となる立木竹を伐採することができる。</p> <p>2 前項の入会権者が同項の行為をするには、あらかじめ、当該土地の所在地を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときは、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えなければならない。</p>	
標準処理期間	標準処理期間	設定なし
	標準処理期間を設定できない理由	過去に審査実績がないため